平成２２年（フ）第８７号
鹿児島県姶良郡湧水町北方2215番地
債務者　神田美津子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第２２６号
沖縄県那覇市字天久801番地１　徳永戸建２階
債務者　樺山登代美（旧姓内野）
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４３号
岩手県花巻市大迫町亀ケ森第47地割62番地
債務者　石ヶ森祥一
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１１１号
宮城県大崎市古川中里５丁目８番21号
債務者　菅野ゆかり
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１１６号
宮城県遠田郡美里町青生字水越浦34番地10
債務者　伊藤　孝夫
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１０２号
兵庫県たつの市神岡町大住寺101番地２
債務者　水元　辰夫
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第２３号
兵庫県揖保郡太子町福地454番地９
債務者　神原　　薫
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第２４号
兵庫県揖保郡太子町福地454番地９
債務者　神原　邦彦
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第２５９号
大阪府大阪市北区天満橋３丁目３―25　天満マンション１号館307号、住民票上の住所高知県南国市上末松200番地の３
債務者　一宮　博史
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２６０号
大阪府大阪市北区天満橋３丁目３―25　天満マンション１号館307号、住民票上の住所高知県南国市上末松200番地の３
債務者　一宮　　礼
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２５５号
長崎県長崎市江の浦町６番14号
債務者　村井　明子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１５号
宮崎市大塚町柳ケ迫3804番地　レピユート原田１Ｆ205
債務者　福丸　良美
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１５５号
宮崎市権現町110番地19　レオパレスｏｗ１―101号
債務者　渡邊　和子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１９８号
宮崎市生目台東４丁目５番地１　市営住宅205―４号
債務者　酒匂　祐二
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２１４号
宮崎市清武町正手２丁目65番地　長友清文アパート107号
債務者　清　　正明
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２１５号
宮崎市清武町正手２丁目65番地　長友清文アパート107号
債務者　清　美由紀
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２４４号
宮崎市学園木花台北１丁目２番地２
債務者　内倉貴美子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
宮崎地方裁判所破産係